

(第一類 第一號)

第一百九十三回国会
衆議院

総

委員会

議録第一号

(一五)

本国会召集日(平成二十九年一月二十日)(金曜日) (午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。			
委員長 竹内 謙君	古賀 勲君	理事	左藤 章君
理事 坂本 哲志君	理事	田所 嘉徳君	小林 史明君
理事 葦梨 康弘君	理事	小川 淳也君	高木 憲和君
理事 奥野 総一郎君	理事	大西 英男君	鈴木 宏壽君
池田 道孝君	池田 道孝君	輿水 惠一君	津島 淳君
金子万寿夫君	金子万寿夫君	中谷 土屋	高木 富樺
川崎 二郎君	川崎 二郎君	野中 正忠君	長坂 康正君
小林 史明君	小林 史明君	宗清 皇一君	武藤 容治君
鈴木 憲和君	鈴木 憲和君	逢坂 誠二君	山口 俊一君
谷 富樺	谷 富樺	吉川 厚君	高木 宏壽君
長坂 康正君	長坂 康正君	稻津 貴昭君	鈴木 克昌君
宗清 皇一君	宗清 皇一君	田村 昭一君	山口 泰明君
山口 泰明君	山口 泰明君	貴昭君 久君	近藤 昭一君
足立 康史君	足立 康史君	元君 崇志君	吉川 賢昭君
長崎 幸太郎君	長崎 幸太郎君	元君 崇志君	稻津 貴昭君
鈴木 克昌君	鈴木 克昌君	稻津 貴昭君	山崎 俊一君
武正 公一君	武正 公一君	貴昭君 久君	高井 崇志君
梅村 さえこ君	梅村 さえこ君	高井 崇志君	高木 宏壽君
足立 康史君	足立 康史君	元君 崇志君	鈴木 克昌君
長崎 幸太郎君	長崎 幸太郎君	元君 崇志君	山口 泰明君
同日 同日 辞任 同日 辞任 同日 辞任	同日 同日 同日 同日 同日 同日	同日 同日 同日 同日 同日 同日	同日 同日 同日 同日 同日 同日
出席委員 委員長 竹内 謙君	委員長 竹内 謙君	委員の異動 大西 英男君	新谷 正義君
政務大臣	内閣府副大臣	高市 早苗君	山口 泰明君
総務大臣	総務大臣政務官	越智 隆雄君	正義君
政府参考人 内閣府大臣官房審議官	政府参考人 内閣府大臣官房審議官	あかま 二郎君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	金子めぐみ君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	富樺 博之君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	三木 亨君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	原 宏彰君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	山口 泰明君	正義君
政府参考人 政府参考人	政府参考人 政府参考人	津島 淳君	正義君
政務大臣 政務官	財務大臣 政務官	新藤 義孝君	正義君
大庭 誠司君	林崎 理君	大庭 誠司君	正義君
同日 同日 辞任 訴任 同日 辞任 訴任 同日 辞任 訴任	同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日	同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日	同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日
補欠選任 新谷 正義君	補欠選任 新谷 正義君	補欠選任 新谷 正義君	新谷 正義君
同月二十六日 月二十三日	同月二十六日 月二十三日	同月二十六日 月二十三日	同月二十六日 月二十三日
地方法規改訂に付託された法律案を改正するため、特別会計法を改正する法律案(内閣提出第一号)	安心できる社会保障制度と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(秋田県議会)(第三七号)	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(埼玉県深谷市議会)(第三八号)	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(千葉県市川市議会)(第三九号)

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(千葉県松戸市議会) (第四〇号)	軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(岐阜県議会) (第五五号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(東京都新宿区議会) (第四一号)	水洗化促進に関する財政支援を求める意見書(京都府綾部市議会) (第五六号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(岐阜市議会) (第四二号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(札幌市議会) (第五七号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(静岡県伊東市議会) (第四三号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道室蘭市議会) (第五九号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(京都市議会) (第四四号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道旭川市議会) (第五八号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(静岡県伊東市議会) (第四三号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道岩見沢市議会) (第六〇号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(大阪市議会) (第四五号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道室蘭市議会) (第五九号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県貝塚市議会) (第四六号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道留萌市議会) (第六一号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四七号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道紋別市議会) (第六三号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四八号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道北斗市議会) (第六五号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道砂川市議会) (第六四号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道福島町議会) (第六六号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(北海道知内町議会) (第六七号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道占冠町議会) (第八一号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道芦別町議会) (第八三号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道比布町議会) (第八五号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道上川町議会) (第八四号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道音威子府村議会) (第八六号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道中川町議会) (第八七号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道八雲町議会) (第六八号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道鹿部町議会) (第六九号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道八雲町議会) (第七〇号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道初山別村議会) (第九〇号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道厚沢部町議会) (第七一号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道音更町議会) (第一〇七号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道音更町議会) (第一〇八号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道土浦町議会) (第一〇九号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道新得町議会) (第一一〇号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道広尾町議会) (第一一〇号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道豊頃町議会) (第一一一号)
安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(奈良県大和高田市議会) (第四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(北海道浜頓別町議会) (第九三号)

意見書(富山県舟橋村議会)(第二六九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(富山県上市町議会)(第二七〇号)
意見書(富山県川北町議会)(第二七一号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(石川県志賀町議会)(第二七三号)	意見書(石川県川北町議会)(第二七二号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福井県大野市議会)(第一七四号)	意見書(福井県大野市議会)(第一七五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福井県大野市議会)(第一七六号)	意見書(福井県大野市議会)(第一七七号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福井県水平寺町議会)(第一七五号)	意見書(福井県水平寺町議会)(第一七六号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県大鹿村議会)(第二九三号)	意見書(長野県大鹿村議会)(第二九一号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県木曾町議会)(第二九〇号)	意見書(長野県木曾町議会)(第二九二号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県松川村議会)(第二九四号)	意見書(長野県松川村議会)(第二九五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県坂城町議会)(第二九四号)	意見書(長野県坂城町議会)(第二九五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県山ノ内町議会)(第二九六号)	意見書(長野県山ノ内町議会)(第二九七号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(長野県山ノ内町議会)(第二九八号)
意見書(山梨県身延町議会)(第一七八号)	意見書(山梨県身延町議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(山梨県早川町議会)(第一七八号)	意見書(山梨県早川町議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(山梨県道志村議会)(第一七八号)	意見書(山梨県道志村議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(山梨県道志村議会)(第一七八号)
意見書(山梨県身延町議会)(第一七八号)	意見書(山梨県身延町議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(山梨県身延町議会)(第一七八号)
意見書(山梨県山中湖村議会)(第一七八号)	意見書(山梨県山中湖村議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(山梨県山中湖村議会)(第一七八号)
意見書(山梨県上野原市議会)(第一七八号)	意見書(山梨県上野原市議会)(第一七八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	意見書(山梨県上野原市議会)(第一七八号)
意見書(山梨県富士河口湖町議会)(第一八〇号)	意見書(山梨県富士河口湖町議会)(第一八〇号)
地方議会議員の厚生年金への加入を求める	意見書(山梨県富士河口湖町議会)(第一八〇号)
意見書(山梨県山中湖村議会)(第一八〇号)	意見書(山梨県山中湖村議会)(第一八〇号)
地方議会議員の厚生年金への加入を求める	意見書(山梨県山中湖村議会)(第一八〇号)
意見書(岐阜県海津市議会)(第一九九号)	意見書(岐阜県海津市議会)(第一九九号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(岐阜県揖斐川町議会)(第三〇〇号)	意見書(岐阜県揖斐川町議会)(第三〇〇号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(岐阜県大野町議会)(第三〇一号)	意見書(岐阜県大野町議会)(第三〇一号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(岐阜県御所市議会)(第三一七号)	意見書(岐阜県御所市議会)(第三一七号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(奈良県南あわじ市議会)(第三一四号)	意見書(奈良県南あわじ市議会)(第三一四号)
地方議会議員の厚生年金への加入を求める	地方議会議員の厚生年金への加入を求める
意見書(奈良県木和郡山市議会)(第三一六号)	意見書(奈良県木和郡山市議会)(第三一六号)
地方議会議員の厚生年金への加入を求める	地方議会議員の厚生年金への加入を求める
意見書(兵庫県たつの市議会)(第三一五号)	意見書(兵庫県たつの市議会)(第三一五号)
地方議会議員の厚生年金への加入を求める	地方議会議員の厚生年金への加入を求める
意見書(長野県安曇村議会)(第二九八号)	意見書(長野県安曇村議会)(第二九八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県小布施町議会)(第三一五号)	意見書(長野県小布施町議会)(第三一五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県南伊豆町議会)(第三一六号)	意見書(長野県南伊豆町議会)(第三一六号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県佐久穂町議会)(第一八四号)	意見書(長野県佐久穂町議会)(第一八四号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県佐久穂町議会)(第一八五号)	意見書(長野県佐久穂町議会)(第一八五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県辰野町議会)(第一八七号)	意見書(長野県辰野町議会)(第一八七号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長野県中川村議会)(第一八八号)	意見書(長野県中川村議会)(第一八八号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(静岡市議会)(第三〇一号)	意見書(静岡市議会)(第三〇一号)
地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める	地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める
意見書(和歌山県すさみ町議会)(第三一九号)	意見書(和歌山県すさみ町議会)(第三一九号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(和歌山県太地町議会)(第三一〇号)	意見書(和歌山県太地町議会)(第三一〇号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(和歌山県日高川町議会)(第三二一号)	意見書(和歌山県日高川町議会)(第三二一号)
地方議会議員への厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員への厚生年金制度への加入を求める
意見書(島根県飯南町議会)(第三二二号)	意見書(島根県飯南町議会)(第三二二号)
地方議会議員への厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員への厚生年金制度への加入を求める
意見書(島根県津和野町議会)(第三二五号)	意見書(島根県津和野町議会)(第三二五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(島根県川本町議会)(第三二六号)	意見書(島根県川本町議会)(第三二六号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(島根県美郷町議会)(第三三四号)	意見書(島根県美郷町議会)(第三三四号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(愛媛県鬼北町議会)(第三四四号)	意見書(愛媛県鬼北町議会)(第三四四号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県大豊町議会)(第三四五号)	意見書(高知県大豊町議会)(第三四五号)
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める

意見書(高知県土佐町議会)(第三四六号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県仁淀川町議会)(第三四七号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県佐川町議会)(第三四八号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県津野町議会)(第三五〇号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県越知町議会)(第三四九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県大月町議会)(第三五一号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県黒潮町議会)(第三五三号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県三原村議会)(第三五二号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県黒潮町議会)(第三五五号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(高知県中間市議会)(第三五四号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県須恵町議会)(第三五六号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県宇美町議会)(第三五五号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県新宮町議会)(第三五七号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県桂川町議会)(第三五九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県岡垣町議会)(第三五八号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県筑前町議会)(第三五八号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県東峰村議会)(第三六一号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県添田町議会)(第三六三号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県川崎町議会)(第三六二号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県赤村議会)(第三六五号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県基山町議会)(第三六六号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(佐賀県多久市議会)(第三六七号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(佐賀県太良町議会)(第三六九号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(長崎県時津町議会)(第三七一号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(佐賀県水俣市議会)(第三七〇号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(熊本県山鹿市議会)(第三七三号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
意見書(熊本県玉東町議会)(第三七五号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
意見書(熊本県南阿蘇村議会)(第三七七号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
意見書(熊本県南小国町議会)(第三七六号)	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
意見書(熊本県山都町議会)(第三七八号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(熊本県津奈木町議会)(第三八〇号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(熊本県山江村議会)(第三八二号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(熊本県多良木町議会)(第三八一号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(熊本県苇北町議会)(第三八三号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(大分県九重町議会)(第三八四号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(福岡県赤村議会)(第三六五号)	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める

意見書(宮崎県議会)（第三八五号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県高原町議会)（第三八六号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県川南町議会)（第三八七号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県門川町議会)（第三八九号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県都農町議会)（第三八八号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県五ヶ瀬町議会)（第三九〇号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(宮崎県美郷町議会)（第三九一号）
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
書(鹿児島県鹿屋市議会)（第三九二号）
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見
書(鹿児島県南さつま市議会)（第三九三号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県十島村議会)（第三九四号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県喜界町議会)（第三九五号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県大崎町議会)（第三九六号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県与論町議会)（第三九七号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県伊仙町議会)（第三九八号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(鹿児島県与那原町議会)（第三九九号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(沖縄県伊江村議会)（第四〇〇号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(沖縄県北大東村議会)（第四〇一號）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(沖縄県与那原町議会)（第四〇三号）
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(沖縄県伊江村議會)（第四〇二号）

六 地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書(北海道俱知安町議会)(第四〇五号)
地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第四〇六号)
地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書(北海道中標津町議会)(第四〇七号)
地方消費税の清算基準の見直しを求める意見書(奈良県議会)(第四〇八号)
地方の安定的な財政運営のための財源確保を求める意見書(茨城県議会)(第四〇九号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(宮城県白石市議会)(第四一〇号)
「免税軽油制度の継続」を求める意見書(秋田県東成瀬村議会)(第四一一号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(山形県西川町議会)(第四一二号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(群馬県議会)(第四一三号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県須坂市議会)(第四一四号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県富士見町議会)(第四一五号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県麻績村議会)(第四一六号)
免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県野沢温泉村議会)(第四一七号)
は本委員会に参考送付された。

○竹内委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本日の会議に付した案件

国政に関する調査を行うため、本会期中行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項

地方自治及び地方税財政に関する事項

情報通信及び電波に関する事項

郵政事業に関する事項

消防に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対し承認を求めていたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 次に、内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成二十八年度分の地方交付税が五千四百三十六億五千四百万円減少することとなりますが、地方財政の状況等に鑑み、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、同額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて平成二十八年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち二千七百十八億二千七百万円に相当する額について、平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度における地方交付

税の総額から五百四十三億六千五百四十万円をそれぞれ減額することとしております。

次に、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて、二百十三億九百十一万九千円を平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額から減額することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会会長上田良一君、専務理事木田幸紀君、理事坂本忠宣君及び理事松原洋一君の出席を求める意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官原宏彰君、大臣官房審議官緒方俊則君、復興庁審議官大鹿行宏君、総務省大臣官房長山田真貴子君、自治財政局長黒田武一郎君、財務省大臣官房審議官井上裕之君、水産庁漁港漁場整備部長岡直行君、国土交通省水管管理・国土保全局次長野村正史君及び環境省水・大気環境局長高橋康夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ます。小川淳也君。

○小川委員 民進党の小川淳也でございます。

委員長には、この間、特段の心情的な御配慮をいただいてまいりましたけれども、まずもしまして、本日の予算委員会の審議並びに採決、そしてこの総務委員会も委員長の職権によって野党側との合意なく手続が踏まれましたこと自体は甚だ遺憾でござります。その旨、今後こういった運営のないよう、改めて委員長の高い御配慮を冒頭お願い申し上げたいと思います。

また、高市大臣には、大変、長時間の予算審議、お疲れさまでございました。それから、一言この場をおかりしてお札を申し上げたいのは、昨年、地方税制に関する議論等について、私ども議連の立場で要請に参らせていただきました。その際には、野党側の要請にもかかわらず大変真摯な、丁寧な御対応をいただきまして、この場をおかりしてお札を申し上げ、また、法案審議はこれからでございますが、しっかりと誠意を持って臨んでまいりたいと思っております。

その上で、内容についてお尋ねをしたいと思つております。

まず最初に、大変複雑な思いを抱えておりますが、本交付税法の改正案には私ども民進党も賛成をいたします。その前提でお聞きいただきたいと思うわけであります。

この賛否を含めた内容の議論を党内で、総務部門会議でいたしました。その際に非常に強く出た声として、これは黒田局長はその場でお聞きいたいただと思いますけれども、なぜ地方が国の税収見積もりの誤りの影響を受けなければならぬのか、なぜ地方がかぶらなければならないのかといふことについてであります。

これは党内の部門会議を代表して、まず冒頭、このお尋ねから入りたいと存じますので、大臣からお答えいただきたいと思います。

○高市国務大臣 小川委員には、冒頭、大変御丁寧なお話をいただき、ありがとうございました。

まず、今回の一般会計からの加算額のうち二分の一は地方負担分として後年度に精算することとしておりますけれども、これは、仮に補正予算によっておりませんが、やはり地方の立場からいえますば、國の税収見積もりを誤った責任は國の側にあります。そこで、當年度の地方財政上、恐らく今回の法改正によって資金繰りには影響を及ぼさないということだと思いますが、後年度、この影響を五六年間にわたって引きずるということでございます。

つまり、私どもがもう手を挙げて賛成いたしかねる、あるいは複雑な思いの中で賛成していくといふ点はこの点にございます。これが、ひいては将

来のいわゆる臨財債の増嵩につながるものと思われます。

そこで、やや専門的なお尋ねになりますが、この点については何度も委員会で取り上げてきましたことに加え、私自身が政権担当時代にこだわった点でもありますので、少し専門的な見地から、これは黒田局長でも結構です、お答えをいただきたいと思うんです。

交付税特会には三十兆円に余る借金がございました。これは表面上なかなか見えにくいものであります。一方、臨財債は明らかに地方団体の借金として計上していくものであります。

経済現象からいいますと、いずれにせよ、全体として、総体としての地方財政が負うべき借金であります。そこで、臨財債を減らさせ特会の借金をふやさなければならぬ、特会の借金を減らそうと思えば臨財債をふやさなければならないというジレンマの関係にござります。

そこで、もちろんこの特会の借金ということ自体が古いやり方でありますから、今後これを盛んに用いるということはないと思いますし、その前提でお聞きしたいと思いますが、今後、こういった途中の見積り誤りのようなケースも含めてあります。特会の借金をふやすことによって対応していくことは、むしろ特会の借金は今少しづつ年々減らしていくたてていると思います。この方針を継続し、それによつて、臨財債がその分ふえる分についてはやむを得ないという方向感で政策をお進めいただけるのかどうか。この点、お聞きしたいと思います。

○黒田政府参考人 今御指摘いただきましたよう

に、確かに、特別会計で補填をするか臨時財政対策債で補填をするかというような、二つ方法がありましたし、かつては特会でやつておりました。それで、特別会計の借入金につきましては、毎年一千億円ずつふやしながら返済をするということをやっておりましたが、それにつきましては、やはり地方債の残高がそれなりにふえていかないだらうという見通しの中でそういう計画を立てて

やつております。

ですから、今回、また当初の法案でいろいろと御審議いただきたいと思っておりますけれども、

来年につきましては、臨財債が増嵩する、あるいは税収がほぼ横ばいという状況でございますので、特会の償還計画につきましても少し見直しをかけまして、全体としての債務のバランスというのをよく見ていただきたいと思つております。

そういうことも踏まえてになりますけれども、基本は、特会の償還、特会の借り入れという手段に頼らないで、これから三年間ににつきましても臨財債で対応させていただきたい、そういうふうに考えております。

○小川委員 大変ありがたい御答弁をいただいたと思います。私もその方針に大きく賛成でござります。

ただ、一方で、前回も申し上げたとthoughtしますが、毎年三千億も四千億もあるは計画上九千億も一兆も返していくといふ計画は、これは絵に描いた餅でありまして、再三申し上げておりますが、もう年間一千億で十分だと思います、今の地方財政の現状を踏まえれば。

しかし、わざかながらも減らしていく。その分仮に臨財債がふえることになつても、それは表の借金ですから、地方自治体の財政規律も十分制御いただきながら管理していくという方向感が政策としては正しいのではないかと重ねて申し上げた

いと思います。

いづれにしても、年々歳々この議論をしなければならない最大の理由は、大臣、交付税の財源総額が決定的に不足している、不足し続けていると、いう現実でございます。一部法定繰入率を改善したりという努力はあるわけですが、それでもまだ大きな制度改正がなかつたということから、先ほどお答えしましたとおり、折半ルールを三年間延長した上で対応するということになりました。

それで、法律によらずにということで、前の国

前国会同様、十月の補正予算で交付税総額に変更があり、法律改正をしたばかりであります。それから三ヶ月たつたないかで、また税収見積もりに誤りがあり、その影響を交付税総額が受け、交付税の財源構成が影響を受け、また法律を改正しなければならない。これは、財源不足が理由であるとはいえ、交付税制度そのものが極めて法制的に硬直的で柔軟性に欠けると私は思います。

したがつて、多少の年度間変動、多少の制度間変動であれば、わざわざ法律を改正しなくとも、具体的には、例えば、総額や、あるいは年度間の増額補正あるいは減額補正等については若干政令に委ねるとか、そついつたことも、今後、交付税法の法制的な余りにも硬直さを考えると、あつていいのではないかと思ひます。

○高市国務大臣 まず、最初のお話でござりますが、やはり本来的には法定率の引き上げによつて地方交付税を安定的に確保するということが望ましい方向性だと考へております。

今回も、二十九年度の地方財政においてもそうなんですが、地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当することが見込まれましたから、交付税率の引き上げを事項要求いたしました。

ただ、いろいろな例として提案されているものとしまして、例えば、交付税特別会計の中に基金のようなものを設けて、税収がある程度オーバーしたらそこに積んで、足りなくなつたらそこから崩すみたいな年度調整の仕方はないかとか、そういうふうな提案はかつていろいろと出されております。

ただ、現状といたしまして、三十二兆円に上の負債を特会として抱えている中で、そのような基金を現に余裕資金として持つて実際に年度間調整をしていくという手法がどこまで今のが厳しい財政状況の中で制度設計として可能なものかどうかと

そういうこともいろいろと踏まえますと、やはりこれは全国の地方公共団体共通に活用されるべきものでございまして、どうしても法律、むしろ野党の方から何で法律でやらないんだという

御指摘を受けるんだつたらわかりやすいんですけども、私はやはり法律にのつとつてということが正しい方法であろうと思つております。

○小川委員 これは立法政策の問題であると同時に財政政策の問題でありまして、一定の法的な枠組み、あるいは予測可能性、これは極めて大事です。しかし、再び、総額がわずかでも変わると常に法律改正をしなければならないというこの行き過ぎた硬直性については、私はもつと柔軟であつていいと思うんですね。

これは、大臣から今そういう御答弁でしたが、長年地方財政に携わつておられる黒田局長、いかがですか、極めて専門的な立場から。

○黒田政府参考人 今御指摘かなり歴史的な由來も含めてのものになると思いますけれども、ずつと地方の方で財源が足りない中で、地方財政の全體として歳出と歳入の收支をいかに均衡させることについては、国としてはきつちり対応するといふことは常に問題になつてきたと思っていま

す。ですから、少しでも収支に問題が生じるといふことについては、國としてはきつちり対応するといふ中で行われてきたというのが今の現状でございます。

ただ、いろいろな例として提案されているものとしまして、例えば、交付税特別会計の中に基金のようなものを設けて、税収がある程度オーバーしたらそこに積んで、足りなくなつたらそこから崩すみたいな年度調整の仕方はないかとか、そういうふうな提案はかつていろいろと出されております。

ただ、現状といたしまして、三十二兆円に上の負債を特会として抱えている中で、そのような基金を現に余裕資金として持つて実際に年度間調整をしていくという手法がどこまで今のが厳しい財政

状況の中で制度設計として可能なものかどうかという基本的な問題もございます。

そういうこともいろいろと踏まえますと、やはり今の制度で、そのときそのときに必要な財源をしっかりと確保して、なおかつ、千円単位まで計算して算定して交付する交付税でござりますの

で、そのところはいろいろな御指摘はあるうかと思いますけれども、やはり千円単位まで責任を持つて法律の枠組みの中で対応させていただくと、いう今の枠組みの中ではやつていきたいとうふうに考えております。

○小川委員 極めて厳格な解釈なりお立場で、一定理解をいたしますが、率直に申し上げて、本当にもう少し柔軟であつていんじゃないかな。事の重大さ、あるいは逆に言えばささいに比べて、手続が余りにも重いという感じはいたします。そのことは重ねて指摘をします。

それから、これはお聞きしませんが、もう一
点、党内の部門会議においては、今回、復興関連
予算あるいは復興関連の特別交付税の減額がござ
います。これは、昨年の補正段階で、今さら積ん
でも執行できるのかという批判が再三ある中での
案の定、これを減額せざるを得ない、執行でき
ませんけれども、指摘をしたいと思います。

さて、経済情勢等について関連してお尋ねをいたします。

内閣府からお越しをいたしております。越智

副大臣、ありがとうございます。

先ほど高市大臣からも、やはり海外の経済情勢

とかあるいは円高とか、これは安倍総理もよく

おっしゃいますが、対外的な要因で当初の税収見

積もりがかなわなかつたということをございます

が、具体的に幾ら見込んで、これは税収ですか

ら、当然、経済見通しに直結しているわけですね。

七年ぶりです。きょうも予算委員会でさんざん

議論になつてきましたが、七年ぶりに税収割れを起こし、そして補正、赤字国債の増発までしなければならなかつた。これは、七年前といいますと、リーマン・ショック、そしてさかのぼればオイルショックあるいはプラザ合意、円高不況や、それなりに歴史的な出来事でしかなかつたことが、

今回は、そういう状況がない中でこのような状況に至つてはいるということあります。

具体的に何%見込んで、それが何%に落ちたのか、そしてそのことに対する評価もあわせてお答えいただかたいと思います。

○越智副大臣 お答えいたします。

まず、昨年の一月に閣議決定いたしました平成二十八年度の政府経済見通しでは、平成二十八年度の実質成長率を一・七%程度、名目成長率を三・一%と見込んでおりました。一方で、ことしの一月二十日に閣議決定いたしました平成二十九年度政府経済見通しでは、平成二十八年度の実質成長率を一・七%程度、名目成長率を一・五%程度と見込んでおります。そこにギヤップがあるわけでございます。

その見通しを修正した理由としては幾つかございまして、今委員から御指摘のありました、平成二十八年度の前半に新興国など海外経済で弱さが見られたということ、二つ目には、個人消費や設備投資が所得、収益と比べて力強さを失いていたということ、そして三つ目には、消費税率の引き上げの延期に伴つて、想定しておりました駆け込み需要による押し上げ効果が見込まれなくなつたことなどによつてこういうことが起きたということがあります。

この見通しでござりますけれども、我が国の経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が、多いことに鑑みまして、政府経済見通しの諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものであるというふうに考えているところでございます。

○小川委員 第一次安倍政権発足後、四年たちましたが、先ほど、名目の成長率の見通しが三・一、実績の修正見通しが一・五でした。過去四年間、どのぐらいで推移していますか。

○越智副大臣 まず、平成二十四年度から申し上げます。

平成二十四年度が、実績で、実質成長率が〇・九%、平成二十五年度、実質成長率が一・六%、そして平成二十六年度、マイナスの〇・四%、平成二十七年度が一・三%でございます。(小川委員名目もお願いします)と呼ぶちょっとお待ちください。確認をさせていただきたいと思ひます。

今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○小川委員 子細な通告がなかつたことはおわびしたいと思いますが、しかし、極めて基本的な数字ですから、後ろの方も含めて、このぐらいはす。ただ、生鮮食品を除く総合の前年比は〇・三%の下落、四年ぶりの下落となつています。総合について、〇・一%の下落、五年ぶりの下落と、いうことでござります。

○小川委員 今の経済状況、デフレなんぢやないですか、越智副大臣。

○越智副大臣 まず、物価につきましては、今総務大臣から御説明があつたとおり、総務省の方で本日発表させていただいたということでございまます。

今、実質ベースでお話しいただきましたけれども、ほとんど一%に届かない状況。また、名目でも、今回着地点が一・五。

今後、幾らで見通しているんですか。今後、困難な目標だということはお認めいただけますね。

○小川委員 これは、達成は相当簡単ではない、困難な目標だということはお認めいただけますね。

○越智副大臣 今回、今申し上げました政府の経済見通しにおきましては、足元の経済状況を踏まえた上で、経済対策など各種施策の推進等によりまして雇用、所得環境が改善する中で、個人消費は緩やかに増加し、生産増加や企業収益の改善等により設備投資も引き続き増加するなど経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復を見込んでいます。その上の数字でござります。

○小川委員 そういう通り一遍の御答弁に感じられる樂觀さでございますか、こういうことで見積もりを誤るとまた地方が迷惑を受けるんですよ。ですから、改めて、かたい見積りと、それから着実な実行といいますか、その部分については、今の御答弁からは非常に心配になります。そういうことを含めて指摘したいと思います。

最後に、五分間。

今、予算委員会等を含めて、文部科学省の再就職問題が非常に大きな問題になつております。

高市大臣お聞きいたします。

所管の総務省内においても、うち大丈夫だらうかと不安に思われたのではないかと思ひます。事務次官や官房長を含めて、かかるべき幹部から状況について確認をされましたか。

○高市国務大臣 聞きました。

文部科学省においてあつせんなどの再就職規制違反があつたとすることを踏まえて、一月二十日に総理から山本大臣に全府省を対象とした調査の

指示があつたということで、内閣人事局がすぐ調査を実施するので、これには全面的に協力をさせていただきます。

実際に、私の就任前も含めて、法律が改正された後についたのかどうかということについて何度も確認をいたしましたが、とにかく調査に全面的に協力する。現段階で私が一〇〇%ありませんでしたということについては申し上げられませんので、調査に全面的に協力するということをございます。

ただ、私が就任してから一件あつたのは、職員が、現職の地方の出先の職員でしたけれども、昨年の九月に、利害関係企業なんかに対しても御本人が再就職の約束をしていたという報告を受けました。そういう不祥事があつた場合、これは法律違反でございますので、即日公表して、そして厳正、適正に処分をいたしました。この事例が一件ございました。

現在のところ、私が知り得る範囲で、組織的なあつせんがあつたことは、あるということはないというふうに理解をしておりますけれども、全てやはりしっかりと調査に応じるということで、安心できる状況にしたいと思っております。

○小川委員 非常に微妙な御答弁でしたけれども、明確に、ないという報告は受けていないわけですね。うちはありませんという報告は受けていないわけですね。

○高市国務大臣 ないんでしようねと言つたら、あつせんの方はないと思います、今、現時点でそういうものはございませんという話は聞いております。

ただ、私の就任前の、ずっと、今の幹部が幹部になる前のことについてまで、私が一〇〇%、この場で、絶対にありません、一件も出ませんといふことについては、断言できません。

ただ、一月二十四日に全職員に対して、次官名で法令遵守徹底の電子メールは送りました。現時点で、役所ぐるみであつせんをしたという事実については、確認はされておりません。

○小川委員 では、最後に官房長にお聞きします。こうした違法、不適切なあつせんは、現在行なわれているんですか、いないんですか。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

今、大臣からもお話をございましたとおりでござりますけれども、現在、内閣人事局が調査を実施することとなつたと承知をしておりまして、今後この調査に全面的に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川委員 今の時点ではつきりこの場で、なにとは言い切れないですね。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

現時点で、再就職あつせん以外の違反事例でございますが、先ほど大臣から御答弁申し上げました事案につきましては、私が官房長に就任してからこの事案でござりますので、それに関しましては国家公務員法違反の事案があつたということです。

以上でございます。

○小川委員 時間ですので、ひとまずここでおきたいと思いますが、厳正なる調査、そして速やかな公表をお願い申し上げたいと思います。

○竹内委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 民進党の奥野総一郎でござります。ことしも皆さんよろしくお願いをいたしました。

きょうは、就任早々ではありますけれども、N HKの上田新会長にもお越しをいたしております。

ただ、私の就任前の、ずっと、今の幹部が幹部になる前のことについてまで、私が一〇〇%、この場で、絶対にありません、一件も出ませんといふことについては、断言できません。

ただ、一月二十四日に全職員に対して、次官名で法令遵守徹底の電子メールは送りました。現時点で、役所ぐるみであつせんをしたという事実については、確認はされておりません。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

二十八年度の税収補正につきましては、補正予算編成時点までに判明していなかった十月までの課税実績、それから上場企業の中間決算等に基づく企業収益の見通し、それから雇用者報酬、消費、輸入などの各経済指標の二十八年度の最新の実績見込などをもとに、当初予算比で三角一・七兆円減の五十五・九兆円と見積もつてござります。

その減収の主な要因でござりますけれども、二十八年度の年初から円高方向に推移したことによりまして、当初予算に比べまして、例えば、輸出企業の円建て売り上げの減少を通じて法人税収が減少したこと、それから、円建ての輸入額が減少したことを通じて消費税収が減少したこと等が見込まれるということであると考えてござります。

○奥野(総)委員 マクロというよりはミクロの積み上げで計算しているということのようなんですけれども、例えば、では、為替レートはそもそも当初幾らで想定していく、それが幾らになつたのかということを伺いたいんですが。

○井上政府参考人 お答えいたします。

直接為替レートを用いて個別の税収見積もりを出しているわけではございませんけれども、昨年度の段階で、昨年の為替レート、これは内閣府で発表しておられます経済指標でござりますけれども、二十七年度の実績が円・ドルで百二十円だったものに比べまして、二十八年度、今年度の実績見込みで百七・五円となつております。

そういうふうな為替の円高に振れたこと等を勘案して、補正を行つております。

○奥野(総)委員 法人税収が下がつたというのは今でわかるんですが、消費税は、先ほど、円高の結果、円ベースで目減りをして税額が減つたということなんですが、逆に、円高になると輸入がふえて、輸入価格が下がつて消費を刺激する部分も恐らくあるでしょうし、税収があふれる要因も恐らくあると思うんですね。

そういうのを考えたときに、消費自体が減つて

いる、消費自体が見込みより伸びなかつたということが大きく影響しているんじゃないかと思うんですが、そこはいかがですか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、民間の消費支出につきましても、昨年の経済見通しの段階と今回実績見通しの段階では数字が下がつてございまます。そういう点ももちろん影響をしているわけですが、さういふた点も、主たる要因としましては、先ほど申し上げましたように、輸入についての消費税、これが大きく減少したというのがより大きな原因であると承知しております。

○奥野(総)委員 消費が伸びない面ももちろんあります。そういうふうに受けとめさせていただきます。それは主要な要因ではないとおっしゃつていますけれども、そういう要因もあるというふうに受けとめさせていただきました。

それからもう一つ、所得税ですね、所得税が終わります。ありがとうございます。

○井上政府参考人 お答えいたします。

所得税でございますけれども、二十八年度の頭からの軟調な株式相場の動向等を背景にいたしまして、当初予算から三角〇・三兆円の減少でございます。株の譲渡税でござりますとか配当税取扱いございます。

そういうふうな為替の円高に振れたこと等を給与収入につきましては、当初見積もりより若干減になつておりますけれども、今申し上げました今年度上期の株の減少に伴います方がより大きい原因であると考えております。

○奥野(総)委員 株は上下して若干持ち直したりしてますけれども、今の話で、やはり少しずつアベノミクスにはころびが出てきてるんじやない原因であると考えております。

そういうのを考えたときに、消費自体が減つて

この辺を踏まえながら、来年度予算についてこれまでから審議をするわけですが、そこはやはり保守的に見積もつていかないと思うんですが、来年の税収の見込み、幾らぐらいか。伺ったところだと、今年度当初予算よりも少し上回るような設定にしているようなんですか? でも、来年どういう見通しをしているのか、伺いたいと思います。

○三木大臣政務官 御質問にお答えいたします。

平成二十九年度の税収は、政府経済見通しにおける雇用、所得環境の改善、また消費や生産の増加等を反映して見積もりを行いまして、二十八年度補正後税収からプラス一・九兆円増の五十七・七兆円と見込んでいるところでございます。

保守的な税収見積もりを行つべきではないかということではございませんけれども、政府としては、二十九年度には、雇用、所得環境の改善が続く中で民需を中心とした景気回復を見込んでいるところでございまして、経済対策の円滑かつ着実な実施などにより、これを実現してまいりたいというふうに考えております。

○奥野(総)委員 私は、やはり税収を保守的に見積るべきだというのは、税収があえると、当然、それに合わせて歳出もふえていきますから、過大じやないとおっしゃるかもしませんが、少なくとも今年度は一・七兆円、地方も入れると一・九兆円近く下振れが生じたわけですね。来年に向けて特段経済状況が好転しているとも思えない中、さらに今年度当初予算を上回る見通しをするというのは、私はいかがなものかと思います。

しかも、トランプ、楽観的な見方をすれば、アメリカの景気がよくなつて日本の輸出があふるという見込みを言う方もいらっしゃいますけれども、一方で、保護主義に走ったときにはどうなるのか、あるいはイギリスのEU離脱、ハードブレグジットに振れたときにどうなるのか、こういうことをまで考えたときに、今年度の当初予算よりも上

回るような、しかも途中で減額しているにもかかわらず、そういう見通しを立てるのはいかがなものかと思います。

そしてもう一つ、先ほど小川委員の中でもありました、名目成長率を二・五%で、これはマクロの話ですけれども設定していると。全て高目高めの話ですけれども、地方法人二税が〇・一二兆円減ということで、これとはまた別の数字でございます。国税の方の数字でございます。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

平成二十九年度の税収は、経済対策の推進等による雇用、所得の環境の改善や、それに伴う消費の増加等を見込んだ政府経済見通しを反映して見積もつたものであります。これが適切であるというふうに考えております。

○奥野(総)委員 これが適切であるかどうかといふのは時がたてば明らかになると思いますので、もうこれ以上財務省には伺わない、終わりにした

いとおもいます。

今度は総務省なんですが、今は国税の話であります。したけれども、地方で地方税やあるいは地方譲与税に与える影響というのは今回どのくらいあるんでしょうか。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八年度地方財政計画における地方税及び地方譲与税の収入見込み額でございますけれども、四十一・二兆円を計上しているところでござりますが、年度途中までの各税目の課税の状況あるいは国税の税収見込みなどを勘案して、現時点では見込みますと、計画額を五千億円ほど、〇・五兆円ほど下回る四十・七兆円というふうに推計しているところでございます。

○奥野(総)委員 地方法人特別税、これも減額になつてはいるはずなんですが、それは今回、補正で措置がされているんでどうか。

○黒田政府参考人 今回の国の補正予算の中では、地方法人特別税につきましても、一千二百四十四億

円の減額補正がされております。

○奥野(総)委員 その五千億の中にそれは含まれているという理解でよろしいんでしょうか。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

減少している主な税目、五千億というふうに申しあげましたけれども、地方法人二税が〇・一二兆円減ということで、これとはまた別の数字でございます。国税の方の数字でございます。

○奥野(総)委員 これは地方譲与税として地方に配分されるんですね、この地方法人特別税といふのは。そうすると、これが減収したら、地方に入るお金が減るという理解でいいんでしょうか。

だとすれば、そこをどう手当するのかというのを伺いたいんですが。

○黒田政府参考人 今の地方法人特別譲与税の関係でございますが、基本的な税収一般が減りましたときは、それぞれの団体で、基金を活用したりとか、あるいは、一般財源を充てることにしておりました建設事業につきまして地方債に振りかえて財源を捻出するとか、いろいろな工夫をいたします。

この地方法人特別譲与税につきましては、その中でもさらに減収補填債の対象にしておりますので、いろいろな方法を踏まえながら、それぞれの団体で判断されて財政運営をされていく、そういうことになります。

○奥野(総)委員 ちょっととここはよくわかりにくくて、財源調整機能を果たしているというふうに思つてますが、だとすれば、これも国が措置をしないといけない、地方がかかるような話じゃないと思うんですけれども、その違いは何なんでしょうか。

○黒田政府参考人 今御審議いただいております交付税につきましては、国税の見通しが下振れしたことによつて発生しました交付税の減につきまして、これはもう交付額を法律上決定いたしました

て、その決定行為をして交付が進んでおります。そういうものにつきまして、現行法をそのまま当

てはめて減額をしますと、これは非常に混乱を及ぼしますので、その観点で、国として補正でさつちりとした対応をする、そういうものでございます。

それでもう一つ、地方税なり地方譲与税の関係につきましては、これはそれぞれの団体が地方財政計画の見通し等を勘案して、それぞれの判断で計上されています。結果として減少する団体もあります。それは、当初の予算見込みとの関係でございます。それは、ふえたり減つたりいたしますが、減つた団体においては、先ほど申し上げましたように、基金を活用したり不用額を活用したり、いろいろな手法がございますけれども、法人関係につきましては、さらに減収補填債という仕組みも使いまして、それは後年度、交付税で措置をする、そういう手法も準備しております。

○奥野(総)委員 影響はないということのようなんですが、これも結局、国の税収見通しが影響してこういうことになつてはいるということだと思つたですね。ですから、最初の議論に戻りますけれども、やはりきちんと保守的な見通しをして、影響が出ないようにしておくというのが私は筋だと思います。

○黒田政府参考人 臨財債を含めました地方債全体の残高につきましては、直近の決算であります平成二十七年度と十年前の平成十七年度決算を比較しますと、地方債残高全体では、五・四兆円増加しまして百四十五・五兆円となつております。その中の臨時財政対策債の残高がございますが、これを十年前の平成十七年度決算と比較いたしますと、三十五兆円

増加しておりまして五十・七兆円という状況でございます。

○奥野(総)委員 地方債残高自体はやや微減傾向というか頭打ちになっているんですが、そのうち、やはり臨財債にどんどん振りかわってきているわけですね。ぱっと見、地方は努力をして歳出抑制をしているけれども、臨財債を地方が肩がわりする。本来、国がそこを措置すべきものとすれば、地方が肩がわりして臨財債がふえている。

後年度、確かに国が負担をするのかもしれませんのが、地方債という位置づけですから、地方の借金はふえているということだと思います。

式がいいのかどうか。もうちょっとと言えば、折半ルールという方式がいいのかどうかというところにさかのぼつてくるんだと思うんですね。

結局、臨財債方式というのは、基準財政需要を

後年度にどんどん振りかえていくだけですから、

いつか将来、きちんと国税五税の額が帳尻が合つて財源不足がなくなる、そういうことになつたことは恐らくほんんどないんだと思うんですね。そ

ういうフイクションを前提にこの折半ルールといふのは成り立つていて、これを続いている限り、どんどん臨財債がふえていく、財源不足額が毎年毎年ふえていく、こういうことになると思ふんです。

これも毎回申し上げているんですが、今のやり方が本当にいいのかどうか。まず、短期的に考える、短期というか中期的に考えられる中では、法定率の引き上げというのもあるでしょうし、もう少しあるべき姿、ちゃんと地方に財源を移譲した上で財源保障機能あるいは財政調整機能を果たすような仕組みをきちんと考えていくべきじゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 先ほども答弁申し上げましたけれども、やはり本來的には、特例債による対応じゃなくて、法定率の引き上げということとで財源を安定的に確保するということが必要だと思つております。

そのためにも、地方と国の役割の変更が大きくあります。

あつた場合などにこの法定率の変更というのはしやすいものでございますので、地方の自立ということも考えますと、これからやはり国と地方の役割の見直しというのも進んでいくでしようし、それがあります。

毎年、もうこれで度目になりますか、法定率の引き上げ、事項要求して、一回は大臣に就任した後かないましたけれども、前回、今回となかなか難しい状況でございましたので、とにかくもう経済をよくする、景気をよくすること、そして、やはり節約できるところはしっかりと節約して効率化していくこと、こういうこと等を含めて、しっかりと財政の健全化に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

○奥野(総)委員 なかなか難しい問題ですが、やはり地方財政の抜本的なあり方ということで、長い目で見て考えるのも必要なと思います。

きょう、先ほど譲与税の話だったんですが、このままで言ひ方だと、やはり地方の財源不足は五千数百億だと言つて、こう理解してきましたのですが、やはりこの千二百四十四億ですか、地方法人特別税の部分も結局地方の財源不足だということでありまして、これは説明の仕方なんでしょうが、六千億以上、七千億近く穴があいたというのは、私は、政府として責任重大だと思いますの

で、重ねてお願いしますけれども、来年度、高い見積もりをしておられるようですが、保守的な見積もりを心がけていただきたいと思います。

それからもう一点、最後に、NHKに行く前に震災復興特別交付税について伺いたいんですが、昨年秋の補正で増額補正をしている。百六十五億円増額する理由。ちょっとちぐはぐな気がするんですが、昨年振りかえをしておけばこういうことにあります。

だまたいと思います。

○黒田政府参考人 今御指摘のように、確かに秋は増額の補正をさせていただきましたが、今回につきましては、三次補正の予算の中で、この東日本大震災に係る復旧復興事業、特に交付金の関係の中でも、やはり地方団体の仕事量にできるだけ見合った財源をしっかりと確保していく、こういったことを前向きに考えていくべきときだと思っております。

毎年、もうこれで度目になりますか、法定率の引き上げ、事項要求して、一回は大臣に就任した後かないましたけれども、前回、今回となかなか難しい状況でございましたので、とにかくもう経済をよくする、景気をよくすること、そして、やはり節約できるところはしっかりと節約して効率化していくこと、こういうこと等を含めて、しっかりと財政の健全化に向けて努力をしてまいりたいと思つております。

○奥野(総)委員 これは、復興庁さん、きょう来ていただいているんですね。せつかく来ていただいたので伺いたいんですけど、そもそも、今年度末に不用がどのぐらい出るのか、それを伺いたいのと、去年の秋の段階で不用が出ることはわからなかつたのか。不用がもし出るのであれば、そこでその分減額をして、こちらにつけかえればよかつたんじゃないかと思うんですが、きちんと見積もりを事業の精査ができるのかどうか、復興庁さんに伺いたいと思います。

○大鹿政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今年度の不用の見込みということでございますけれども、御案内のとおり、現在、予算の執行中でありますので、現時点での定量的な見通しは持ち合わせてございません。

それで、昨年、第一次補正予算におきましては、八月に閣議決定されました経済対策に基づきまして、除染の経費でありますとか復興道路等の整備費用、こういったものについて予算額の増額をお願いいたしました。

今回の補正予算につきましては、今年度の二十八年度予算の支出の状況、それから今後の執行見通しを踏まえまして、予備費を初めとして年度末までに支出する見込みがないことが確実な経費の予算について修正減少を行うということとしたところです。

全部、全部が全部とは言いませんが、不用になつた部分もあるやに聞いていますので、そのあたりを早目に精査すれば、増額補正、額をもう少し圧縮できただんじやないかとうふうに思います。

今後、震災当初はお金をとにかくじやぶじやぶ渡すというのはわかるんですが、これからどんどん精査をして、なるべく不用が出ないよう、有効にお金が使われるようになぜか検定をしていただいたいとお願いして、終わりたいと思います。

済みません。お待たせをいたしましたけれども、NHKに質問をさせていただきます。

きょう来ていただいたのは、先日、不祥事について発表がありました。二十日付で、タクシー券の不正、それから受信料の着服と言つて、公表されたようですが、それから受信料の着服とおなじでした。二十一日付で、タクシー券の不正、それから受信料の着服と言つて、公表されたようですが、概要を伺いたいと思います。

まず、横浜局の件でありますけれども、横浜局の皆様の信頼を裏切ることになりまして、深くおわび申し上げます。

まず、横浜局の件でありますけれども、横浜局営業部の四十代の男性職員が、おとどし五月から去年の八月まで、五十一万二千二十四円を着服していました。その手口は、前払いの受信契約を解約した際に支払い済みの受信料を返金するという受信料の返戻手続を悪用したもので、全て架空の伝票を使つた不正であります。この職員は、去年の十月に死亡しております。

この件で、横浜局の営業部長らを訓告、本部の営業局長や横浜局長らを厳重処分とし、合わせて十人に対して管理監督責任による処分を行つております。

それから、福島の事案でありますけれども、二十余の男性記者が、おとどし七月から去年九月までの間、緊急性がなく、タクシー使用が認められないのに、百五十九回にわたり不正にタクシーを使用していたものであります。また、おとどし四月から去年の九月にかけて、勤務実態がない早

業と、それから第三次補正予算案において減額する事業との間に重複はございません。

か。

○高市国務大臣 今回の一般会計からの加算額のうち二分の一は地方負担分として後年度に精算することになりますけれども、これには、仮に補正予算による国税の減収が当初予算の時点を見込まれていたならば、その減収分は国と地方の折半の対象となる財源不足となること、過去においても、補正予算によつて国税が減収となり、法定率分が減少した場合には、当初予算における折半ルールに基づき今回と同様の対応をとつてきただといふこと、また、逆に、補正予算によつて国税が増収となり、法定率分が増加した場合には、翌年度の折半対象財源不足の縮小に活用してきたことなど踏まえたものでござります。

今回のような国税の減額補正があつたというこのみをもつて、全額を国負担として一般会計からの加算を求めるということにはならないといふことについて御理解を賜りたいと思います。○田村(貴)委員 年度途中に赤字国債を追加発行するは、リーマン・ショックで税収が落ち込んだのは住民のための施策を開拓することができたでありますよね。約三兆円です。

これだけの財源があれば、どれだけ地方自治体は住民のための施策を開拓することができたでありますか。それから、これだけの財源があれば、これから自治体のためにどれだけの施策を開拓することができるでしようか。影響は非常に大きいものがあります。やり方を改めるべきだと私は思ひます。地方財政計画に基づいて、自治体はその年の行政計画を定めて執行しているのですから、このやり方は認められません。

同様のやり方であります。お配りしている資料①は、国税の減額に対する地方交付税の年度ごとの補正精算額の一覧表であります。ごらんになつておわかりだと思いますが、けれども、二〇一二年度以降、毎年地方交付税から引かれて、二〇一六年度は千八百十一億円の減額、さらに今回の措置で、その額は、二〇二一年度に至るまで、毎年度一千三百五十五億円に膨らむことになるわけであります。

これは大きな額であります。地方財政に大きな影響を与えていたものと私は考えますけれども、総務省その認識はござりますか。

○黒田政府参考人 御指摘のような額を精算することとしておりましは、さまでまな、例えただ、これにつきましては、さまでまな、例え法律で加算することと将来定められている加

算分もござります。そういうものを総合的に勘案いたしまして、この程度の精算のスピードであれば全体として交付税総額が確保できるであろうと

いう認識のもとで、法律で設定をさせていただいているものでございます。

○田村(貴)委員 このぐらいのスパンならば分割しているから大丈夫だというような趣旨だったといふふうに思ふんですけれども、ただ分割しているだけではないですか。

二〇〇九年度の精算は、毎年九百八十四億円を十五年連続であります。リーマン・ショックのときの分と今回の国税減額における交付税減額の総額は、足したら実に二兆九千八百八十五億円になりますよね。約三兆円です。

これだけの財源があれば、どれだけ地方自治体は住民のための施策を開拓することができたでありますよね。約三兆円です。

これがただの財源があれば、どれだけ地方自治体は住民のための施策を開拓することができたでありますか。それから、これだけの財源があれば、これから自治体のためにどれだけの施策を開拓することができるでしようか。影響は非常に大きいものがあります。やり方を改めるべきだと私は思ひます。地方財政計画に基づいて、自治体はその年の行政計画を定めて執行しているのですから、このやり方は認められません。

なにかか厳しい状況が続きましたけれども、今後も法定率の見直しについては粘り強く政府内で主張してまいります。

○田村(貴)委員 大臣から、法定率の引き上げの話が出ました。

交付税法に基づけば、財源不足に対する地方交付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと影響」「財政收支五年ぶり悪化」「税収伸び悩み曲がり角」「税収増頭打ち鮮明」、新聞にはこのようない見出しが躍りました。

来年度も国税の減額が生じることがあるんじやないですか。折半ルールを見直すことをやはり検討すべきではないでしょうか。大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 来年度、国税の減額補正が生じないようにしてかりと経済対策を打つていく、特に成長戦略に力を入れていくということは重要なことです。

○黒田政府参考人 御指摘のようないふうに思ひます。

本来的には、臨財債のような特例債による対応をするのではなくて、法定率の引き上げによつて考えております。

地方交付税を安定的に確保するということが望ましい方向だと考えております。

そういうことで、二十九年度の地方財政においても、交付税率の引き上げを事項要求いたしました。

先ほど来御説明したような事情もあり、つまり、国、地方ともに巨額の債務残高、財源不足を抱えているということ。また、二十九年度において、国と地方の役割分担に係る大きな制度改正がなかつたことなどもございます。また、現下の厳しい財政状況のものとで、国債発行額を引き続き抑制する中で、国的一般会計から交付税特会への繰入額を前年度から〇・三兆円増額して確保することができたということもあり、二十九年度の地方財政対策においては、法定率の引き上げによらず、折半ルールを三年間延長した上で、国は一般会計からの地方交付税の特別加算、地方は臨時財政対策債の発行によつて対処するということにいたしました。

なにかか厳しい状況が続きましたけれども、今後も法定率の見直しについては粘り強く政府内で主張してまいります。

○田村(貴)委員 大臣から、法定率の引き上げの話が出ました。

交付税法に基づけば、財源不足に対する地方交付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと影響」「財政收支五年ぶり悪化」「税収伸び悩み曲がり角」「税収増頭打ち鮮明」、新聞にはこのようない見出しが躍りました。

来年度も国税の減額が生じることがあるんじやないですか。折半ルールを見直すことをやはり検討すべきではないでしょうか。大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 来年度、国税の減額補正が生じないようにしてかりと経済対策を打つていく、特に成長戦略に力を入れていくということは重要なことです。

○黒田政府参考人 御指摘のようないふうに思ひます。

本来的には、臨財債のような特例債による対応をするのではなくて、法定率の引き上げによつて考えております。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

市町村行政を運営していく上での基本となりますが、これは公的施設であります役場庁舎のあり方につきましては、それが市町村の御判断で決定されるものでありますので、従前におきましては、特別な財政措置を講じないというのを基本としてまいりました。

しかししながら、先ほど御指摘のように、熊本地震によりまして、窓口業務を初めてとする住民に結した行政サービスについての業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場であります、いわば行政の中枢拠点であります庁舎が、発災時においても有効に機能しなければならないことは強く再認識されたという状況でございます。

す。

次に、総務省が新年度の施策に挙げている市町

村役場機能緊急保全事業について質問をしたいと思います。

補正予算では熊本地震の復旧復興の予算が組まれていますけれども、この熊本地震は、地方自治体にとつても大きな教訓を残しました。救援、復旧の司令塔となる庁舎が数自治体で被災をし、庁舎の機能も失った自治体もありました。

私は、昨年十月二十五日の総務委員会で、公共施設の中でも最も耐震化がおくれているのは自治体の庁舎であること、だから、耐震化促進のために財政支援も含めた国の方押しが必要ではないかとができたということもあり、二十九年度の地方財政対策においては、法定率の引き上げによらず、折半ルールを三年間延長した上で、国は一般会計からの地方交付税の特別加算、地方は臨時財政対策債の発行によつて対処するということにいたしました。

なにかか厳しい状況が続きましたけれども、今後も法定率の見直しについては粘り強く政府内で主張してまいります。

○田村(貴)委員 大臣から、法定率の引き上げの話が出ました。

交付税法に基づけば、財源不足に対する地方交付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと付税法の規定からいって、交付税率の引き上げと影響」「財政收支五年ぶり悪化」「税収伸び悩み曲がり角」「税収増頭打ち鮮明」、新聞にはこのようない見出しが躍りました。

来年度も国税の減額が生じることがあるんじやないですか。折半ルールを見直すことをやはり検討すべきではないでしょうか。大臣、いかがですか。

○高市国務大臣 来年度、国税の減額補正が生じないようにしてかりと経済対策を打つていく、特に成長戦略に力を入れていくということは重要なことです。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

市町村行政を運営していく上での基本となりますが、これは公的施設であります役場庁舎のあり方につきましては、それが市町村の御判断で決定されるものでありますので、従前におきましては、特別な財政措置を講じないというのを基本としてまいりました。

しかししながら、先ほど御指摘のように、熊本地震によりまして、窓口業務を初めてとする住民に結した行政サービスについての業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場であります、いわば行政の中枢拠点であります庁舎が、発災時においても有効に機能しなければならないことは強く再認識されたという状況でございます。

特に、庁舎の耐震化が未実施の市町村におきましては、発災時に業務継続に支障が生ずるおそれがあるということで、この施策につきまして強い要請が出されたことも踏まえまして、庁舎の建てかえを緊急に実施できるよう今般の措置を講ずることとしたところでございます。

○田村(貴)委員 では、この役場機能緊急保全事業の対象と要件について、簡単に御説明いただけます。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

対象事業につきましては、昭和五十六年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建てかえ事業でございます。

また、対象事業の要件としましては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であつて、建てかえ後の庁舎につきましてそれぞれの市町村の業務継続計画に位置づけること、この要件を設けております。

○田村(貴)委員 国は、公共施設等総合管理計画

を二〇一六年度までに策定することを自治体に求めています。既に策定をしている自治体は、この公共施設等総合管理計画の修正をする必要があるでしようか、ないでしようか。これについてもお尋ねしたいと思います。

○黒田政府参考人 公共施設等総合管理計画につきましては、それぞれの地方公共団体におきましては、それぞれの方針を定めて、庁舎も含めた保有施設全体について、点検、修繕、更新、耐震化等に関する基本的な方針を定めるものでございます。それぞれの施設に係る具体的な対応策については、この基本的な方針に沿つて、当該施設の劣化状況あるいは利用状況等に応じて検討すればよいものとなります。

したがいまして、未耐震庁舎の建てかえ事業を実施する市町村につきましては、その建てかえ事業がこの基本的な方針に沿つたものである限り、既に作成した総合管理計画を修正する必要はない、先ほど申し上げました個別施設計画を策定するとともに、業務継続計画に位置づけた上で、市町村役場機能緊急保全事業債を活用することが可

能でございます。

○田村(貴)委員 確認しました。

それでは、この役場機能の緊急保全事業の建てかえの経費区分について伺いたいと思います。

総務省の説明では、起債対象経費の七五%を交付税対象分とし、その交付税対象分の三〇%を基準財政需要額に算入するとしています。なかなか理解が私も進まなかつたんすけれども、ちょっと例を出させて質問させていただきます。

例えば、この制度を活用して、自治体の基金とそれから起債をもつとして、役場を、庁舎を耐震のために建てかえたいとします。その際に、起債

対象経費が仮に十億円とするならば、九億円までは起債が認められるのか。市町村役場機能緊急保全事業債、この起債が認められるということ

とされるということでしょうか。お答えいただきたく思います。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の十億円のケースでありますと、地方債の充当率九〇%を乗じた九億円がこの起債の上限額となります。また、この起債対象経費の七五%分であります七億五千万円を上限として、そ

の範囲で充当した地方債の元利償還金の三〇%が基準財政需要額に算入されますので、二億二千五百萬が対象になるということになります。

○田村(貴)委員 つまり、九割までの起債が認められ、そして自治体の基金等を含む起債対象経費の二二・五%が交付税措置されるということが確認できました。

そこで、耐震化が求められる自治体の現状についてどうなっているか、お尋ねしたいというふうに思っております。

災害時に災害対策本部が設置される庁舎のうち、耐震性がない庁舎が四十七の全都道府県に存在しています。そして、その数は四百七十三自治体にも及んでいます。また、災害時に庁舎が被災し、その役所の業務継続が困難となるであろう、そうしたところが百十の市町村にあることがわかりました。

せんべつて内閣府の方にお伺いしたんですけれども、自治体のB.C.P.、業務継続計画、このB.C.P.の策定期率は今のところ市町村のまだ四一%、過半数に届いていないということです。つまり、それぞれの市町村の実情に応じて、耐震改修を

昨年十二月、平成二十七年度末時点での市町村の庁舎の耐震化状況調査を取りまとめたところでありますけれども、災害対策本部設置予定庁舎につきましては、千七百四十一市町村のうち二七・二%に当たる四百七十三市町村で耐震性が確保されていない状況でございます。

○田村(貴)委員 四百七十三市町村の庁舎。その耐震性のない四百七十三の市町村の庁舎のうち、代替庁舎の指定がされていない数、先ほど黒田局長からお話をあつておられるいわゆる業務継続計画ですね、代替庁舎が指定されていない数、それから代替庁舎の指定がされてはいるんだが耐震性のないものの数について、調査が行われていると

思います。その数について教えてください。

○大庭政府参考人 お答えいたします。

災害対策本部の設置予定庁舎の耐震性が確保されていない先ほどの四百七十三市町村のうち、三百六十三では耐震基準を満たす代替庁舎が確保されています。

一方で、残りの百十の市町村につきましては、代替庁舎の未指定が五十五、代替庁舎の耐震性が確保されていないものが五十五となつております。

○田村(貴)委員 つまり、九割までの起債が認められ、そして自治体の基金等を含む起債対象経費の二二・五%が交付税措置されるということが確認できました。

そこで、耐震化が求められる自治体の現状についてどうなっているか、お尋ねしたいというふうに思っております。

今、役所が震災やあるいは災害に遭ったときに、この役所にかかる施設を決めていない、そしてたところがまだある。それから、情報のバックアップ、あるいは水とか食料の確保等について

のB.C.P.、つまり、最低行わなければいけない、計画を定めなければいけないB.C.P.の策定期率が市町村で四一%という状況であります。ここを急いでいかなければなりません。

そこで、高市大臣にお伺いいたします。

災害時に役所の機能を存続させ、そして被災者、被災箇所への機敏な対応を進めるためにも、こうしたところの自治体の庁舎の耐震化を急いで進めいかなければならないと思いませんけれども、庁舎一〇〇%耐震化に向けての総務大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○高市国務大臣 昨年の熊本地震の際にも、被災地に伺いまして、痛感をいたしました。

特に、自治体の庁舎というものは、災害発生直後から被害情報の収集それから各種の応急対策を開発する拠点になる場所でございますので、やはり耐震化によって業務継続を可能にしていくということは非常に重要なことでございます。

これまで、市町村に対して、緊急防災・減災事業を活用した耐震改修について働きかけてまいりました。それでも多くの市町村長さんから伺うのは、やはり後回しなになつちゃうんだよねと。住民の、納税者の方々の理解が庁舎については得られにくいので後回しなになつてしまふんですという話もございました。今回の調査も受けまして、住民の皆様の御理解も進むよう、市町村別の耐震化状況もホームページで公表をさせていただいております。

老朽化した庁舎の建てかえを検討しているため

に耐震改修には踏み切れないという市町村もある

かと思いますので、このようないちいにおかれて

しては、今般創設されます市町村役場機能緊急保全事業をぜひとも御活用いただきたいと思っております。

それぞれの市町村の実情に応じて、耐震改修を

するか、建てかえをするか、代替戸舎の確保をするか、対応が違つてくると思ひますが、最適な方策によつて耐震化が進むよう働きかけを続けてまいります。

○田村(貴)委員 私も熊本の自治体を訪ねて、大臣が痛感された、いわゆる後回しになつちやうんだよねというのと、それから、事業の継続計画が成り立たない状況になつたところもこの目で見てまいりました。

ぜひ制度の活用が促進されるように頑張つていただきたいというふうに思ひますけれども、一〇〇%を目指すに当たつて、新設のこの役場機能緊急保全事業によつてどの程度建てかえが進むと総務省は見込んでおられるでしょうか。

○黒田政府参考人 今般の事業の創設に当たりましては、直近の調査、建てかえの状況等を踏まえ計上しております。したがいまして、これから耐震化が未実施の市町村が庁舎の耐震化を行う際には、耐震改修を行うのか、あるいは耐震改修を行うよりも建てかえを行つた方がコスト的によりよいのかという判断をする必要が出てくると思います。

ですから、具体的な進捗については今の段階で見込むことは難しい点がございますが、既に、検討の結果としまして、耐震改修よりも建てかえの方がコスト的に妥当であるという団体もございます。そういう団体におきましては、この事業を活用して取り組みたいという声もいただいておりますので、一定の進捗が図られるものではないかと、いうふうに期待しております。

○田村(貴)委員 建てかえに対する地方債事業費は年間三百億円を見込んでいるというふうに伺っています。

耐震化が必要な自治体が手を挙げて、そして集中して、お金が足らなかつた、予算が足らなかつたという場合には、この事業費をふやすことは当然あつてしまふべきだというふうに思ひますけれども、いかがでしようか。

○黒田政府参考人 今御指摘いたしました事業費も含めまして、地方財政計画において計上しております投資的な事業、単独事業につきましては、概算上しておりますので、事業費の上限を定めているものではございません。市町村のニーズに応じまして事業を実施していくことは十分可能でございます。

○田村(貴)委員 固定するものではないということを確認されました。

私、地元、福岡県なんですけれども、災害対策本部が設置される庁舎の耐震化状況については、消防庁の資料で確認させていただきました。六十自治体があるんですけれども、十七の市町村、二八%が非耐震となつています。

これまで、市町村、いろいろ訪ねさせていただいたんですけれども、正直、気の毒なぐらい古い、建てかえたくとも建てかえられない、財政上の悩みを抱えている自治体は、これはもう全国どこでも同じところがあると思います。役所の耐震、建てかえはしたいだけれども、やはり財政力の低いところでは建てかえにちゅうちょてしまふ。建てかえに踏み切つたならば、すなはちこれは借金をふやしてしまふということになつてしまふ。

これまで耐震化への建てかえをしたくても手が出せなかつたその大きな要因は、やはり財政に余裕がないということありますけれども、これは大臣、それから総務省、その認識はございますでしょうか。財政力の低い自治体への対応は、今までこういう制度ができましたけれども、これでいいただきたいというふうに思ひます。

○高市国務大臣 そもそも、公用施設の基本とも

いうべき庁舎の建てかえ事業といふものには、これまで、原則として、自己財源でやつていただとか、一般単独事業債ということで、充当率七五%ということでやつてきていたであります。

今回創設します市町村役場機能緊急保全事業債は、財政力が弱い市町村でも緊急に役場の建てかえを実施できるようにということで、地方債の充当率を九〇%として、元利償還金に対して交付税措置を講ずることとしたわけでございます。かなり配慮した政策であると思っております。

一般に多額の財源を要するものでございますから、未耐震庁舎の建てかえを検討する市町村における場合は、長期的視点に立つた財源計画といふのを勘案しながら、この新しい事業債を御活用いただきたいと考えております。

○田村(貴)委員 地方交付税措置については前進であります。しかし財政力の乏しい自治体ではまだ踏み切れないところもあるうかというふうに思ひます。交付税措置の割合を先ほど言つた二・五%に固定化することなく、実施の中で、見直しも含めて運用をしていただきたいというふうに思ひます。被災者が一日も早い生活となりやすい再建が被災地において果たせるように、政府の支援を求めると思います。

そして、災害時、震災時に司令塔の役割を果たすのは庁舎であります。公共施設の中で耐震化がおくれているのは庁舎であります。耐震化率は、文教施設が九七・二%、社会福祉施設が八四・九%に対して、庁舎は七八・八%の状況です。庁舎が使えなくては、救命、救援に重大なおくれを生じます。これは過去の震災における重要な教訓であります。

非耐震の庁舎の自治体の実情、そして自治体の要望に即して、この制度の運用と発展をぜひ図つていただきたいというふうに思ひます。

以上のことを探めて、きょうの質問を終わりたいというふうに思ひます。ありがとうございまし

○竹内委員長 次に、足立康史君です。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。その前に、ことしもよろしくお願ひいたします。党の中で総務委員会を首になるんじゃないかと、そういうおそれを私も持つていたんですねけれども、ことしもやれと、竹内委員長からも、しっかりとやれと、そんなことは言われていませんか、そういう目で見ていただいていますので。ありがとうございます。

まず、きょう私が質疑する前にも、臨財債とかいろいろな議論がありました。あるいは、今は補正ですから、財源不足を折半で埋めるといふ、こういう制度について、折半についていろいろ質疑がありました。

私もなかなか詳しくないところなので、最初は同じような印象を持ちましたが、事前にいろいろお話を伺うと、あるいはお詳しい方は常識だと思いますが、こういうものだ、こういうものだといふのを、こういう制度としてもともと組まれているわけですから、今回の補正について何か異論があるわけではないし、したがつて、法案についても我が党は賛成ということで決めさせていただいているのですが、せつかくの機会でありますので、そもそもの話をちょっとさせていただきたいと思います。

大きく言うと、交付税制度そのものと、それから臨財債制度ということがあるわけですが、特に我が党は大阪の府会議員の経験者とかが結構多いものですから、臨財債というの非常に違和感があるという議員が多いです。

臨財債というのは一時的に財源不足の中ででき上がつてゐる制度だと思いますので、どこかでこの臨財債というの、制度としてはなくなれば一番いいんですが、なくなる、なくす見通しというの、まあ、ないんだろうなと思うんですけども、一応確認です、なくす見通しはありますで

しょうか、ないでしようか。

○黒田政府参考人 お答えいたします。

先ほど来大臣の方からも答弁がございますように、地方財政の健全な運営のためには、本來的には、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することは重要でございます。

このため、今後とも、歳入面では、アベノミクスの成果を地域の隅々まで波及させ、地方税等の增收を図りますとともに、歳出面では、国の取り組みと基調を合わせ、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで財源不足額の解消を図っていくということは重要でございます。

まずは、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、財源不足による新たな臨時財政対策債を発行しないで済みました平成十九年度、平成二十年度の状況をなるべく早く実現することを目指してまいりたいと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

そういう状況が生まれればいいと思いますが、國もあつぶあつしながらやっているわけですから。これはまた総務委員会とは別の機会に議論していくべきだと思います。

そういう現状の中で、財源不足があったときに國と地方で折半するという今の制度、今も御紹介いただいた、あるいは先ほどいろいろな方の御質問の中で大臣からもお話をあつた、そういう現行制度というのは、私はやはり、だから、地方自治というものは、一応憲法にも書いていますが、書いているというか、若干の条文があるだけでありますが、地方自治の章があるわけでありますから。憲法にあるこの地方自治の書いてあることあるいはその理念というのは、実は、こういう地方交付税制度あるいは臨時財政制度という形で、若干、その理念というのはしっかりと実現し得ていなければ、あるいは崩れているというか、理念に反する部分が多くあるんじゃないかと思いますが、総務省としては、いや、地方自治の理念というのは、そうではない、ちゃんとこれは実現しているんだと考えるのか。

やはり地方自治というものを理想的に考えれば、臨時財債なんかない方がいいし、交付税制度をやるを得ないんですが、どうでしようか。

○黒田政府参考人 御指摘いただきましたように、地方自治の観点からしますと、やはり地方団体が財政的に自立していくためには、みずからの財源であります地方税の充実を図り、地方税を中心として、できれば地方税だけで財政運営を行なう、こうできればこれは理想だと考えております。

ただ、一方で、地方税の充実を図り、偏在性の小さな地方税体系を構築しましても、なお税源の偏在は残らざるを得ない状況でございます。その中で、全国の地方公共団体にさまざまな住民サービスを実施していくだく、そのためには、やはり一定水準の行政サービスを確保するために必要な

財源を保障する現行の地方交付税の財政調整機能が引き続き適切に発揮されることが必要でございます。

○足立委員 ちょっとと更問い合わせを申し上げたいんで

すが、今おっしゃったように、税源の偏在はあるわけですから、その税源の偏在をいわゆる調整する、交付税のそういう偏在を調整する機能というものは、全国の自治体のサービスを維持する上では当然必要だ。我々が例えは道州制というのを提案している、道州制ができたって、道州制のもとにある基礎自治体の間でいろいろな調整の仕組みは、僕らは設計していますけれども、そういうのは要るわけですから、これはわかりますよ。

しかし、いわゆる財源保障、自治体のサービスを保障するためのその財源保障の部分は、本当は、地方自治という意味でいえば、例えは、税源を地方政府に移譲して、交付税の調整側面は残して保

障側面はなくすということは、別に政権交代がなしても、今の自公政権のもとでも、政府はできる

ことだと思います。

○黒田政府参考人 現行の地方交付税制度の財源調整の機能というものは、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きの中で行われるということになります。

それで、確かに、財源保障と財源調整機能を分離すべきだという議論はございますが、最終的にどの程度の財源調整をしようかということになりますと、それは結果としましてどの程度の財源保

障をしないといけないかということができませんと、それは結果としましてどの程度の財源保

障をしないといけないかということができませんと、それは結果としましてどの程度の財源保

障をしないといけないかということがあります。

その意味で、財源保障と財源調整機能というの

は、私どもは、そこは機能としてはやはり不離一

体のものだというふうに認識しております。

○足立委員 もう一言いいですか。

なぜ、保障機能と調整機能というの、保障機能が一定程度ないと調整はできない、調整機能は維持できない、私はちょっと理解できないんですけど、理由は端的に言えますか。

○黒田政府参考人 財政調整の仕組みとしましては、いろいろな仕組みが考えられると思います。

それで、今御指摘の、財源調整だけ行うという一つの例としまして、例えは、全国の都道府県の税収を一人当たり平均になるように一定のお金を渡して、あとは自由にやつてくださいといいうやり方があるというのをご存じます。

ただ、最終的に、では、どの程度の税収をなら

したらいのかという妥当性を追求しますと、な

らした上でどういう仕事ができるようになりますのか

方があるというのをご存じます。

その發行可能額というのは、誰が決めているん

ですか。

○黒田政府参考人 発行可能額につきましては、算定方法を地方交付税法で定めまして、その算定結果につきましては、総務省で決定しております。

○足立委員 発行可能額は国が決めているんですよ、国が。だから、別に大阪府と大阪市でそれをどうのこうのといつても、それは総務省が、政府が決めているわけです。

二十七年度に大阪市と大阪府、一部にこの可能額を使い切つていいないところもありますよ、可能額だから。では、皆さん、大阪府、大阪市も、私の方から言いましょうか、結論から言うと、大阪府も大阪市も可能額を目いっぱい使っています。

者あり)

小川野党筆頭から、いい議論だと。私はいつもいい議論をしているんですけどね。済みません。ありがとうございます。小川筆頭とは大変仲がよくて。余計なことですね。

最後に、実は大阪で、私は維新ですけれども、きょうも自民党的先生方が何人もいらっしゃいますが、自民党的国会議員の先生方は左藤代議士を始めすればらしい方が多いんですね。地元でまだ何がドンパチやっているんですね。

例えば、何をドンパチやっているかというと、今、大阪では、知事は松井一郎知事で、我が党の代表だつたりするんですね。すると、自民党的大阪市会議員が、大阪市は財政再建が進んでいるけれども大阪府は進んでいないとか、そういうのを、あのダブル選挙とか都構想のときから大分時間がたちますけれども、いまだにあるので、僕はもういいかげんにしてくれと思つていてるわけですね。

ちょっとこの際はつきりさせておきたいんですが、結局、臨財債の規模が全然違うわけです。例えば、二十七年度の臨財債の発行可能額を見ると、大阪府は一千八百三十五億円ぐらいです。大阪市は大体六百八十四億円ぐらいです。全然違うんですね。それは当然府の方がでかいわけです。その発行可能額というのは、誰が決めているんですか。

ちよつとこの際はつきりさせておきたいんですが、結局、臨財債の規模が全然違うわけです。例えば、二十七年度の臨財債の発行可能額を見ると、大阪府は一千八百三十五億円ぐらいです。大阪市は大体六百八十四億円ぐらいです。全然違うんですね。それは当然府の方がでかいわけです。その発行可能額というのは、誰が決めているんですか。

○黒田政府参考人 発行可能額につきましては、算定方法を地方交付税法で定めまして、その算定結果につきましては、総務省で決定しております。

○足立委員 発行可能額は国が決めているんですよ、国が。だから、別に大阪府と大阪市でそれをどうのこうのといつても、それは総務省が、政府が決めているわけです。

二十七年度に大阪市と大阪府、一部にこの可能額を使い切つていいないとこありますよ、可能額だから。では、皆さん、大阪府、大阪市も、私の方から言いましょうか、結論から言うと、大阪府も大阪市も可能額を目いっぱい使っています。

今私の手元にあるのは二十七年ですけれども。では、これは全く、知事がどうとか市長がどうとか市議会がどうとか府議会がどうじゃなくて、もつと根本的な財政再建の取り組みを議論したらいいので、とにかく、大阪府は臨財債をたくさん出している、それは事実です。でも、それは、総務省が府と政令市の財政力みたいなものをいろいろ比較して、ルールの中で決めて、大阪市も大阪府も両方とも一〇〇%を使ってている。

これを、この臨財債の額も含めて積み上げて債務残高として、松井知事に不当な、そういうことを言う、いまだにそういう議員も地方にはおるものですから、一応、借越ながらというか、この場がふさわしいかどうかはわかりませんが、大阪の国会議員の皆様にはその点をまた御指導いただくようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

まず、今回の交付税、最後までのちょっと質問がダブルのところもあるかと思いませんけれども、お答えいただければと思います。

地方交付税の原資である国税五税の減額補正に伴い、交付税も五千四百三十七億円減りました。折半ルールによって、地方の場合について言えば、五年かけて交付税総額から減額をされるということになります。

これは、ルールということではありますけれども、国の経済財政見通しの誤りによって生じた交付税の減額補正分、これを地方に負担させることかねないというふうにも思います。本来、国が責任を持って負担すべきだと考えますけれども、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○高市国務大臣 今回の一般会計からの加算額のうち二分の一は地方負担分として後年度に精算することとしておりますけれども、これは、仮に補正予算による国税の減収が当初予算の時点を見込

まれていたならば、その減収分は国と地方の折半の対象となる財源不足となること、過去においても、補正予算によつて国税が減収となり、法定率分が減少した場合には、当初予算における折半ルールに基づいて今回と同様の対応をとつてきたといふこと、また、逆に、補正予算によつて国税が増収となり、法定率分が増加した場合には、翌年度の折半対象財源不足の縮小に活用してきたこと、これを踏まえたものでございますので、何とか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○吉川(元)委員 これは、三度目か四度目の同じ答弁だと思います。当初予算で見込まれた場合に

は折半ルールになつていただけだ、だから、今は税収不足が発生した場合も折半ルールなんだといふお話ですけれども、これは、実は果たして同じことなのかな? 私は、これは同じことでないというふうに思います。

先ほど少しお話をありましたけれども、いわゆる折半ルールに基づいて発行されます臨時財政対策債、これは、今、足立委員が質問しておりますが、発行可能ということであつて、別段発行しなくても構わない、個別自治体が判断をして臨財債を発行するかどうかを決める、そういう制度でよろしいんでしょうか。確認です。

○黒田政府参考人 臨時財政対策債につきましては、法律上、発行可能額として設定しまして、そ

の枠の中で地方債を発行していくといふことを地方政府法で決めております。

ただ、交付税の算定をしますときは、それは発行可能額の範囲でそれぞれの団体の財政運営で判断するということになりますので、交付税の元利償還金を算定しますときはその発行可能額で、発行額の多寡にかかわらず、可能額で機械的に計算をする。

そういう形で、後年度、発行しなかつたら何かが発生したのではないかとか、そういうことに応したということになりますので、後年度、地方負担分については精算をするということになりますので、今の臨財債の議論とは少し別の制度の観点ということではないかと私ども理解しております。

○吉川(元)委員 どういうことを言つておられるのかよくわからなかつたんですが。

つまり、年度当初から、例えば、今回、五千億

強、税収が減ったということですけれども、これは、初めからわかつていれば当然その部分は、同じ地財計画に基づいて臨財債の枠がそれだけふえていた。

これは、強制的に必ずこの分を借金しなければいけないということであれば、恐らく減額補正して折半しても同じことだと思います。だけれども、これが踏まえたものでございますので、何と

か御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○吉川(元)委員 これは、三度目か四度目の同じ答弁だと思います。当初予算で見込まれた場合に

は折半ルールになつていただけだ、だから、今は税収不足が発生した場合も折半ルールなんだといふお話ですけれども、これは、実は果たして同じことなのかな? 私は、これは同じことでないというふうに思います。

先ほど少しお話をありましたけれども、いわゆる折半ルールに基づいて発行されます臨時財政対策債、これは、今、足立委員が質問しておりますが、発行可能ということであつて、別段発行しなくても構わない、個別自治体が判断をして臨財債を発行するかどうかを決める、そういう制度でよろしいんでしょうか。確認です。

○黒田政府参考人 現行の交付税法の規定でいき

ますと、年度途中で仮に補正で国税の減収が発生

しましたら、その減収に沿つて交付税は圧縮して配分しないということになります。それは、もう決定して配分行為を行つておりますので、そこは財政運営に非常に問題が生じるであろうといふこと

とで加算をいたしますので、そのための特例加算でござります。

ただ、それは、もし年度当初であれば折半で対応したということになりますので、後年度、地方負担分については精算をするということになりますので、今の臨財債の議論とは少し別の制度の観

点ということではないかと私ども理解しております。

○吉川(元)委員 いや、私が言つておるのは、年

かつていたら折半ルール、途中でこれだけ税が減りましたから折半ルール、これは全くイコールで

はない。なぜなら、発行限度額があつて、その中でどれだけ発行するかは各自治体が決めるわけですね、臨財債これだけ発行しますと。ところが、年度途中で突然、今まで交付税でもらつてい

たはずのものが借金に変わるわけですよ。

後から返せと言われたらもとと自治体は困りますから、それはわかるんですけれども、だけれども、結局、後で臨財債に変えるということになれるところもありますけれども、自治体によっては、自分たちの判断として、やはり借金はふやさないんだということで、あえて限度額いっぱいではなくして、臨財債の発行を抑制する自治体だって当然存在するわけです。

その自治体にとってみれば、途中でこれだけのお金、例えば一億円、これは折半ルール、本来一億円が交付税で配られるんだけれども、足らなくなつたから折半ルールで借金にしますというふうになつたから折半ルールで借金にしますといふうことになります。これは同じことでは全くくなつてくるのではないかでしょうか。

このあたり、総務省としてどのようにお考えですか。

○黒田政府参考人 現行の交付税法の規定でいき

ますと、年度途中で仮に補正で国税の減収が発生

しましたら、その減収に沿つて交付税は圧縮して配分しないということになります。それは、もう決定して配分行為を行つておりますので、そこは財政運営に非常に問題が生じるであろうといふこと

とで加算をいたしますので、そのための特例加算でござります。

ただ、それは、もし年度当初であれば折半で対応したということになりますので、後年度、地方負担分については精算をするということになりますので、今の臨財債の議論とは少し別の制度の観

点ということではないかと私ども理解しております。

○吉川(元)委員 法人企業統計を見ております

と、確かに、昨年の四月一六月期は前年比で企業

の経常利益は一兆円ほど減つております。この時期、円高が進んでいるということ、これは事実であります。ただ、一方で、四月から六ヶ月期よりも円高がさらに進んだ七月一九ヶ月期というのは、実は経常利益は前年比で一・七兆円ふえております。

円高が原因だというふうに言われるんですけれども、果たしてそれだけなのか。もちろん円高が影響していないとは言いませんが、円高によって企業利益が減少したというのであれば、より七月一九月は経常利益は減つていなければいけないんですけれども、実際にはそうならない。

それよりもやはり大きな問題なのは、二〇一五年九月から昨年十一月、統計が出ている範囲ですけれども、事実上、十五カ月連続、去年の二月はうるう年で三%ぐらい、三%でいいんですかね、一日多いわけで、それを除くと十五カ月連続で前年比マイナスの消費、これが連動して結果的に税収減になつてゐるのではないかというふうに考えますけれども、この点についてはいかがお考へでしようか。

○木大臣政務官 お答えいたします。

平成二十八年七月一九ヶ月期の法人企業統計の調査結果によりますと、経常利益は前年同月比でプラス一・五%となっております。これは委員の御指摘のとおりでございます。これは、純粹持ち株会社において子会社からの配当金の増加により大幅な増益となつてゐることが一定の影響を及ぼしているものと考えられます。

なお、受取配当金不算入制度等により純粹持ち株会社の増益による税収増は生じないことなつておりますので、純粹持ち株会社を除いたベースでは、経常利益は前年同期比で五・三%の減となつてゐるところをございます。

また、世帯当たりの消費を捉える家計消費は世帯人員の減少などから長期的に減少傾向となつておりますけれども、国全体の消費を捉えるGDPベースで見ると、個人消費は一〇一六年に入つてから三四半期連続の前期比プラスとなつてゐるな

ど、持ち直しの動きが見られるところでございます。

こういった点から、個別企業へのピアリングや企業の中間決算における分析などを踏まえると、二十八年度の税収補正の主な要因は、二十八年の当初から円高方向に推移したことによつて、当初予算に比べて法人税収や消費税収が減少すると見えます。

○吉川(元)委員 余り時間がないので次に行きますけれども、やはり私は、消費というのが一番大きな問題なんだと。

確かに、賃金等々を見ておらず若干上がつた時期もあるんですけども、一貫して消費は十五カ月ずっと減り続けてゐるんです。これは何が原因なのかといつたら、物すごく将来不安がやはり国民の中に広がつていて、消費をせずにお金をためておこう、そういう気持ちといいますか、考えが広がつてゐるのが私は大きな原因ではないかとうふうに思います。

関連して、アベノミクスに関してですけれども、企業の経常利益は過去最高水準に達しても、賃金、家計所得には反映されず、結果として消費が滞つて、生産や投資の拡大も起きない。

これは、とりわけ第一の矢と言われた異次元の緩和、この構造を転換する、そもそもこれを転換するものが第一の矢ではなくかったのかとというふうに思つています。

私は思うんですけども、それを検証すべき時期ではないかというふうに思ひます。

実際、官邸でアベノミクスを支えていらっしゃる浜田宏一内閣官房参与、昨年十一月十五日の新

聞紙上で、デフレ脱却に際して物価引き上げや異次元緩和の政策は不十分だったのではないかと問われて、学者としては以前言つていたことと、とりわけ第一の矢のことですけれども、考えが変わつたことは認めなければならぬと。事実上、アベノミクスの第一の矢は誤りだったということを示唆しております。また、国民にとって一番大事なのは物価ではなくて雇用や生産、消費だといふふうに思ひます。

こういった点から、個別企業へのピアリングや企業の中間決算における分析などを踏まえると、二十八年度の税収補正の主な要因は、二十八年の当初から円高方向に推移したことによつて、当初予算に比べて法人税収や消費税収が減少すると見えます。

○吉川(元)委員 余り時間がないので次に行きますけれども、やはり私は、消費というのが一番大きな問題なんだと。

確かに、賃金等々を見ておらず若干上がつた時期もあるんですけども、一貫して消費は十五カ月ずっと減り続けてゐるんです。これは何が原因なのかといつたら、物すごく将来不安がやはり国民の中に広がつていて、消費をせずにお金をためておこう、そういう気持ちといいますか、考えが広がつてゐるのが私は大きな原因ではないかとうふうに思います。

浜田先生御本人の発言については、浜田宏一氏個人としての発言等に関するものでございますので、政府としてお答えする立場にはないというふうに思つてございます。

アベノミクスの方につきましては、金融政策のみならず、財政政策、成長戦略を総動員することによりまして、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出すことができたというふうに考えてございます。就業者数が百十万人ふえている等々、全国津々浦々で確実に経済の好循環は生まれているものと考えております。

また、昨年後半から世界経済も全体として上向きつつある中、日本経済にも明るい兆しが見られています。この機を捉えまして、経済最優先で三本の矢を継ぎまして、デフレから脱却をし、日本経済の新たな成長軌道を目指していきたいというふうに考えております。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

浜田先生御本人の発言については、浜田宏一氏個人としての発言等に関するものでございますので、政府としてお答えする立場にはないというふうに思つてございます。

アベノミクスの方につきましては、金融政策のみならず、財政政策、成長戦略を総動員することによりまして、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出すことができたというふうに思つてございます。

浜田先生御本人の発言については、浜田宏一氏個人としての発言等に関するものでございますので、政府としてお答えする立場にはないというふうに思つてございます。

うふうにも言われております。

学者として自説の誤りを認めるのは結構なことですけれども、肩書としては、内閣官房参与といふふうに思ひます。

こういった点から、個別企業へのピアリングや企業の中間決算における分析などを踏まえると、二十八年度の税収補正の主な要因は、二十八年の当初から円高方向に推移したことによつて、当初予算に比べて法人税収や消費税収が減少すると見えます。

○吉川(元)委員 余り時間が来ましたので終わります。

時間がありませんので、また別の機会にこれについては引き続き議論させていただきたいと思います。

次に、今回の補正予算に盛り込まれております災害対策費に関連してお聞きいたします。

昨年夏、台風、水害被害が北海道、東北地方を襲いました。北海道では、台風による被害額が約二千七百八十七億円に達する。わけても、海岸線沿いに沈んだ流木による被害が甚大で、現状ではカニやシシャモの漁に非常な困難が発生をしているふうに聞いております。

北海道では、道の単独予算で、対象となる四町に二千万円の調査費をつけて流木処理をしようとしているんですが、実際、流木は沈んじゃつて、なかなか漁船等々では、漁協では対応できないうふうにも聞いております。

これについて、国として何らかの支援というのは考えられないんでしょうか。

○岡政府参考人 お答えいたします。

昨年の台風十号により、十勝地域を中心とした沿岸海域に大量の流木が流出し、その一部が海底に堆積していることは承知しております。

このため、水産庁におきましては、水産多面的機能發揮対策事業によりまして、漁業者等で構成される活動組織が行う流木の回収、処理などの保全活動に対しまして支援を行つてしているところでございます。

具体的には、現在、十勝地域の四つの活動組織が海底に堆積した流木の状況について調査を行いますとともに、回収、処理活動の実施に向けまして準備を進めていると聞いてございます。

引き続き、北海道など関係機関と連携し、本事業によります流木の回収活動が円滑に進められますよう、今後とも努めてまいります。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので終わりました。

○竹内委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○竹内委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。梅村さんごく君。

○梅村委員 私は、日本共産党を代表し、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

国税収入の減額補正によって地方交付税総額に不足分が生まれるために、一般会計から補填をすることは当然であります。しかし、そのやり方が問題です。

本法案は、地方交付税の減額五千四百三十七億円について、一般会計からその全額補填をする形をとっていますが、その半分の二千七百十八億円は来年度以降の地方交付税総額から減額されることになります。補填分に充てる半分は地方負担となるのであり、いわば地方交付税の先食いです。

今回のやり方は、リーマン・ショックの影響で国税が大きく減収となつた二〇〇八年度、二〇〇九年度と同じです。二〇〇八年度、二〇〇九年度の措置により、既に、毎年度、地方交付税総額には減額措置がとられており、さらに、今後五年間、五百四十四億円の減額が加わって、来年度以降は毎年度二千三百五十五億円が減額されることになります。

そもそも、法人税を初めとする今回の国税減收は、アベノミクスの破綻と政府見積もりの誤りをはつきりとさせたものであります。

地方交付税法は、毎年度分の交付税総額の見積もりは総務大臣の権限と責任にあること、地方財政計画の策定が内閣の義務であることを規定しています。この法律の趣旨からも、地方財政計画で年度当初に見込んだ交付税の総額は、国の責任で確保するべきです。

国の責任を放棄し、地方に負担を押しつける本法案には反対であることを述べ、討論いたしました。(拍手)

○竹内委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹内委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

第四条の二第三項中「額及び」を「額」に、
「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項を「同項」に改める。

(地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
一部を改正する法律
一部を改正する法律)

第一条 地方交付税法昭和二十五年法律第二百十一号の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第五号」を「第六号」とし、同号から第八号まで「第七号から第九号まで」に、「三千四百二十九億九千五百十萬円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号から第八号まで「第七号」を「第六号」とし、「三千六百四十三億三千一百一十九千円」に、「三千四百二十九億九千五百十萬円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号までを「一千九百四十六億九千五十万円」を「五千四百六十五億千七百五十万円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

四 平成二十八年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前

号に掲げる額以外の額 二千七百十八億二千七百万円
「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項を「同項」に改める。

附則第四条の二第三項中「額及び」を「額」に、「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項を「同項」に改める。

附則第十一条中「附則第四条第四号」を「附則第四条第五号」に、「三千六百四十三億三千一百二十一万九千円」を「三千四百一十九億九千五百十萬円」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第四号」を「第五号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「平成三十八年度までの各年度に」を「平成三十三年度までの各年度に」に、「平成三十九年度」を「平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度」に、「第三号」を「第四号」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第一号中「平成二十九年度」を「平成三十四年度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

理由

地方財政の状況等に鑑み、平成二十八年度における地方交付税の総額を確保するため同年度分の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 二千七百十八億二千七百万円
「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項を「同項」に改める。

附則第四条の二第三項中「額及び」を「額」に、「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に改め、「平成二十九年度から」の下に「平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から」を加え、「前項を「同項」に改める。

附則第十一条中「附則第四条第四号」を「附則第四条第五号」に、「三千六百四十三億三千一百二十一万九千円」を「三千四百一十九億九千五百十萬円」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第四号」を「第五号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「平成三十八年度までの各年度に」を「平成三十三年度までの各年度に」に、「平成三十九年度」を「平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度」に、「第三号」を「第四号」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第一号中「平成二十九年度」を「平成三十四年度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円